

# 道路維持作業用自動車（除雪車等）に係る 届出確認証の有効期限の見直しについて

民間事業者が使用する除雪車等の届出確認証の有効期限を下記のとおり見直しました。

【旧】

道路管理者との契約期間とし、契約期間終了後に返納（ワンシーズン）



【新】

廃車時・車両転売時・リース契約終了時・道路管理者と委託契約を結ばなくなった時までとし、速やかに返納

- 次の冬も道路管理者との委託契約を結ぶ予定がある場合は、届出確認証を返納する必要がありません。
- 道路交通法令の趣旨を踏まえ、届出された用途に従事する場合に限り、黄色灯を点灯してください。



【お問い合わせ】

富山県警察本部 交通企画課 企画係  
TEL 076-441-2211（代表）

